

ご存じですか 子育てに関する制度

問い合わせ 子育てG (☎05634)

○児童手当

- ▶対象 中学校修了前までの児童を養育している世帯
 - ▶月額
 - ・3歳未満 1万5,000円
 - ・3歳～小学生 1万円
(第3子以降は1万5,000円)
 - ・中学生 1万円
- ※養育者の所得が一定額以上のときは一律5,000円。

○児童扶養手当

- ▶対象 満18歳になる年の年度末までの児童を養育しているひとり親世帯
- ※心身に政令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満。
- ▶月額
 - ・4万1,140円
 - ・第2子は5,000円、第3子以降は3,000円を計算
- ※養育者の所得が一定額以上のときは減額、または支給されません。

○特別児童扶養手当

- ▶対象 心身に政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している世帯
 - ▶月額
 - ・重度の障がいのある児童 5万 50円
 - ・中度の障がいのある児童 3万3,330円
- ※養育者の所得が一定額以上のときは支給されません。

○災害遺児手当

- ▶対象 父母または父母のいずれかが災害(交通事故、労働災害を含む)により死亡または重度の障がいの状態になった小・中学校に在学する児童がいる世帯
- ▶月額 児童一人につき1万円

広報のぼりべつ・市ホームページに掲載する広告を募集します

寸法・料金(月額・税込み)

◎広報のぼりべつ

・寸法 縦5.5×横8.3センチ(2枠)
のときは縦5.5×横17.8センチ

・料金 1万8千900円

◎市ホームページ

・寸法 縦60×横150ピクセル
(5キロバイト以内)

・料金 1万3千600円

掲載内容 市内に本・支社などがあり、公共性の高いものを優先します

企画調整G (☎056586)

登別市中小企業地域経済

振興協議会委員を

公募します

市は、地域経済の健全な発展

を目的とした『登別市地域経済

振興基本条例』を昨年7月4日

に施行しました。この条例の目

的を達成するため、市・中小企

業者等・市民により設立する

『登別市中小企業地域経済振興

協議会』において、地域経済振

興に関わる総合的ビジョンや中

小企業振興に必要な施策につい

て研究し、市長に提言します。

協議会で市民の立場から意見を

述べる委員を公募します。

市内に居住し地域経済の振興

に関心のある女性

商店街の振興や中小企業など

の発展など地域経済の振興に

向けた検討

※任期は2年間で、報酬はあり

ません。

定2人程度(書類選考)

※面接を行う場合があります。

甲 商工労政Gや各支所に備え付

け、または市ホームページに

掲載の申込書に必要な事項を記

入し、1月24日(金)までに商工

労政Gに持参または郵送、E

メール(〒059-8701中央

町6丁目11・Eメールshopo

@city.noboribetsu.lg.jp)

商工労政G (☎052171)

再生可能エネルギーに

ついて学びませんか

市と西いぶり定住自立圏形成

推進協議会は、再生可能エネ

ルギーの導入についての理解を深

めるため、市民や事業者を対象

とした講演会を開催します。

時1月30日(木)13時30分

所 婦人センター

内 『地熱エネルギーとは?』、

『室蘭工業大学で行っている

環境やエネルギーなどに関する

研究例』、『富山県宇奈月

温泉で描いた低炭素社会への

夢と地域エネルギーの活用と

街づくりの事例』

※直接会場にお越しください。

商工労政G (☎052171)

議員定数・議員報酬について

『市民との意見交換会』を

開催します

時1月29日(水)18時

所 市民会館

※直接会場へお越しください。

協議会事務局 (☎059220)

ETC車載器優待販売キャンペーン!!

新規日専連ETCカード会員限定価格

車載器がこんなに安い!!

ポイント
おまかせな
日専連ETCカード
お申込み
好評受付中!!

日専連カード
新規入会で!! 3,000円

日専連カード
会員様なら!! 7,980円

※詳しくはお問い合わせください。

※窓口ご来店の際は、運転免許証・銀行印・車検証をご持参下さい。

入会金・年会費
すべて無料!

日専連 パンフィック

0120-36-7755

むろらん店 室蘭市中島町3-29-1(サンプラザビル1F) 【受付時間】平日/AM9:00~PM5:30

2013年フィリピン 台風救援金を受け付けます

市長室フリータイム

平成25年11月8日にフィリピンを直撃した台風30号により、フィリピン各地では洪水や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生しました。

皆さんが市長と自由に話し合える機会を広げるため、『市長室フリータイム』を開催します。まちづくりについて、市長と直接会って話してみませんか。

※2月3日(月)10時～17時

※1人(組)30分程度。

日本赤十字社では復興事業を支援するため、『2013年フィリピン台風救援金』を募集しています。

募集期限 2月28日(金)

〒日本赤十字登別市地区事務局
(社会福祉G内・☎⑧191)

所市長応接室、警別公民館、婦人センター、登別温泉ふれあいセンター

※市内に居住または通勤、通学している方

※苦情や要望、提案、個人的な問題などは一切お受けできません

せん。

※申し込みの時に内容の概要を伺います。

※当日は、報道関係者が取材する場合があります。

申1月15日(水)までに企画調整G (☎⑧6586)

『仲間たち』の紹介団体・サークルを募集します

市内で活動している団体やサークルを紹介する広報ののぼりべつの『仲間たち』のコーナーで、皆さんの活動内容や仲間たちを紹介してみませんか。
☎企画調整G (☎⑧6586)

室蘭税務署からのお知らせ

確定申告のお知らせ

平成25年分の確定申告の受付期間は次のとおりです。

- 所得税、復興特別所得税
2月17日(月)～3月17日(月)
(還付申告は1月6日(月)から受け付けしています)
- 個人事業者の方の消費税、地方消費税
3月31日(月)まで
- 贈与税
2月3日(月)～3月17日(月)

法定調書の提出

平成25年分の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書』と『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』は所轄税務署長へ、『給与支払報告書(個人別明細書・総括表)』と『退職所得の特別徴収票』などは受給者の住所地の市町村長へ提出してください。

▶提出期限 1月31日(金)

※税務署提出の法定調書はe-Taxや光ディスクなどでも提出することができます。

☎室蘭税務署 (☎②4151)、
給与支払報告書関係：税務G (☎⑧1155)

平成26年度の建設工事や物品購入、小規模修繕などの入札参加資格審査申請を受け付けます

▶期間 2月3日(月)～14日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 9時30分～12時、13時～16時

※郵送の場合は、2月12日(水)必着。返信用封筒に切手を貼り、契約G (〒059-8701中央町6丁目11)。

※すでに資格を有している事業者は、2月1日以降に証明を受けた登別市税の納税証明書(納期到来分)を2月末までに提出してください。提出がないときは、平成26年度の競争入札等参加資格を失います。

☎契約G (☎⑧1184)

事業種別	提出書類
① 建設工事 設計 測量など	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事等競争入札参加資格審査申請書 ※(一社)北海道土木協会発行の市町村統一様式(登別建設協会にて取り扱っています) ●登別市税の納税証明書
② 物品購入 小規模修繕 など	<ul style="list-style-type: none"> ●物品購入等競争入札参加資格審査申請書 契約グループに備え付けの市指定様式(市ホームページの新着情報でダウンロードできます) ※小規模修繕は、建設業の許可を受けていないなどの理由により、建設工事の競争入札参加資格審査申請をすることができない事業者でも申請できます。 ●登別市税の納税証明書

平成25年度事務事業評価の3次評価を公表します

3次評価（総合的な評価）は、担当部による『1次評価』、市職員で構成する行政評価会議による『2次評価』、『2次評価に係る意見公募（パブリックコメント）』などの結果を踏まえて、今後の事業改善や予算措置などへの最終的方向性を示すもので、内容は1月6日（月）から市ホームページで閲覧できます。

【事務事業評価の目的】

事務事業評価は、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検すること、事業の適正化・効率化を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、市民の皆さんへの説明責任を果たすことを目的としています。

問い合わせ

企画調整G

(☎011-222)

後期高齢者医療制度のお知らせ

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方

※区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担が軽減されます。

1年間（8月～翌年7月）に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険から支給されます。

なお、手続きには市への申請が必要で、申請する方は、年金・長寿医療Gにお申し出ください。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

※自己負担額に、入院時の食事代や保険適用外の金額などは含まれません。

■医療費通知の送付

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望する方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は3月末（平成25年7～12月診療分）に行います。

新たに発行を希望する方は、年金・長寿医療Gへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

※すでに『発行希望』のご連絡をいただいている方は、再度のご連絡は必要ありません。

※この通知を受け取ったことにより、申請などの手続きをする必要はありません。

※この通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ 年金・長寿医療G (☎011-2137)

時代が変わっても、
あたたかさはかわらない。

 **第一滝本館**

ご予約・お問合せは
☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp



パソコンが
壊れた時は

Kumac Comに
すぐご相談を。

☎0143-55-7719

HP <http://www.kumac.com/>

パソコン
修理

故障PC
データ救出

新品・中古
パソコン販売

お気軽にお電話ください
室蘭市港北町1-1-30（パチンコセウス近く）